

人に頼らない生活保護申請を

色んな人の話を聞くのは良いのですが、決断と行動は自分自身で

生活保護申請の手順

- 1) 努力しているが、毎月安定した12万円(家賃を含む)以上の収入を得ることができない。
 - 2) 夜間宿所あるいはセンター周辺で野宿している。
 - 3) 生活保護制度を活用して、生活を変えたいという意思がある。
 - 4) 大阪市立更生相談所(市更相)2階受付へ行く。
 - 5) 受付で、生活保護申請に来たと伝え、自分の順番を待つ。
 - 6) 呼ばれたら、面接室に入り、聞かれることに答える。(「手引書—生活保護は怖くない」を読んでおけば、戸惑うことはありません。)
 - 7) 何枚かの書類に名前を書いて、ハンコを押す。(字を書くのが苦手な人は、職員に手伝ってもらいましょう。ハンコは絶対に必要です。三文判でも良いのですが、スタンプ方式のものはダメ。朱肉使用のもの。)
 - 8) 施設で2週間程度、待機することになります。
 - 9) 待機期間の間、施設の職員と相談しながら、アパート・マンションを探す。
- *市更相に行くときは、必ず午前中に行くようにしましょう。うまくいかなかった場合は、声を掛けてください。一緒に考えて見ましょう。

悪徳業者が逮捕されました。しかし、生保申請に影響は無し！

申請した人、生保受給者が捕まった訳ではありません
不正な転居で敷金を騙し取った「生活保護仲介業者」や生保申請段階で借金を押し付け、取立て名目で超過した取立てを行っていた「生活保護仲介業者」が逮捕された、と新聞報道されていました。

これらの「生活保護仲介業者」の「世話」で生活保護を受けるに至った人たちが、保護取り消しとなったとか、行政から、お金を返せといわれているという

ことは、ないようです。

また、「生活保護仲介業者」の取り締まり、締め出しを名目として、生活保護申請の窓口が狭まっているというところも、今のところないようです。

ただ、「生活保護仲介業者」の声掛けがめっきり減ったので、「今度声がかかったら、それに乗って生活保護申請しよう」とあてにしていた人が、「どうしたらいいものか」と困っている、という話を伝え聞きました。

生活保護の申請自体は、本人一人でできるものですし、これまででも多くの人が、自分自身で申請して生活保護を受けていることから、そうであることは確かなので、特別に「生活保護仲介業者」をあてにしなければならない理由はないと思うのですが、そうはいかない人もいるのかもしれない。

これも伝え聞きなのですが、1週間ほど前に、浪速区役所に生活保護申請の下見に言った人の話では、申請前に一時宿泊するところも準備してくれ、事前に書類書きもしてくれる。その上、生活保護の申請に同席してくれて、申請自体4分で済む、という団体の人から、声がかかったということでした。

この団体が、良心的な団体なのか、何か下心がある団体なのか、判断する材料の持ち合わせがありませんから、なんともいえません。もし、申請する人に害がなければ、これほど助かる話はないのですが、どうなのでしょう。

行政の側も、お金の節約につながる取締りばかりでなく、窓口に来る前の人に対する働きかけも「生活保護仲介業者」並みの熱意を持って、取り組んでもらいたいものです。

現状では、個々人で窓口に行くしかありません。「不安」はあるでしょうが、なんとかあります。本当です！

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

※ 居所（アパート・マンション）を確保できていない人については、生活保護申請後の手続きの期間（通常2週間）、生活保護施設で待機することになりました。生活保護申請後に、一時宿泊提供を受け、各施設職員の助言を参考に、住居を探してください。アパート・マンションの探し方については、各施設の職員が手伝ってくれることになりました。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。利用期間は、3ヶ月、事情により6ヶ月です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。